

## 新潟大学国際センターと高雄大学人文社会科学部 との間における交流に関する協定書

新潟大学国際センターと高雄大学人文社会科学部は、学術上及び教育上の交流を促進する目的において、以下の主旨を内容とする本交流協定を締結する。

- 1 両組織は、平等互恵及び相互利益の原則に基づき、学術研究者及び学生の交流に適切な組織内措置を整備する。
- 2 両組織は、相互に関心を有する領域における学術情報、書籍及び論文を交換する。
- 3 両組織は、学術上及び教育上有益と思われる共同企画を発展させるために努力する。
- 4 この交流協定は、日本語及び中国語で作成し、両組織の代表の署名を経た後、ひとしく効力を有するものとし、両組織においてそれぞれ1部ずつ保有する。
- 5 この交流協定は、2011年7月1日から効力を生じ、5年間効力を有するものとし、双方の合意により、その後5年ごとに更新できるものとする。両組織は合意によって本交流協定を改正することができる。また、両組織は1年間の予告期間を置いて相手方にその旨を書面で通告することにより、本交流協定の効力を終了させることができる。

2011年5月25日

新潟大学国際センター長

阿波村 稔

阿波村 稔

2011年6月2日

高雄大学人文社会科学部学部長

白 秀華

白 秀華

## 高雄大學人文社會科學院與新潟大學國際中心交流協議書

高雄大學人文社會科學院與新潟大學國際中心，為促進兩組織的學術及教育交流，按以下條款簽訂交流協議。

1. 兩組織遵照平等互惠與互相有利的原則，健全適合學術研究人員及學生交流的組織內制度、措施。
2. 兩組織在共同感興趣的領域，進行學術資訊、書籍與論文的交換。
3. 兩組織努力進行在學術及教育上有益的合作項目。
4. 本協議用中文與日文兩種文字寫成，經過雙方的簽字生效，雙方各保存一份。
5. 本協議，2011年7月1日起生效，並5年時間有效。此後，在雙方的同意之下，每5年可以更新。兩組織經過雙方的同意，可以修訂本協議的內容。另外，兩組織均可以書面通知對方起1年後，終止本交流協議的效力。

高雄大學人文社會科學院院長

新潟大學國際中心長

  
白秀華

  
阿波村稔

2011年6月2日

2011年5月25日

## 高雄大學人文社會科學院與新潟大學國際中心互換學生交流協議書

高雄大學人文社會科學院與新潟大學國際中心，爲了順利執行 2011 年 7 月 1 日生效的兩組織的交流協議，進行兩組織的學生交流，經雙方商定，依照以下內容，簽訂本協議。

1. 兩組織按以下規定的條件，每學年以 3 名學生爲最高限制，相互接受交換生。關於實際交換生人數，每年由雙方商議後逕行確定。
  - (1) 交換生對於交換學校的課程需充分理解，符合交換學校所要求對於包含語文能力在內的所有資格標準，且務必提供交換學校所需的客觀資料。
  - (2) 交換生務必在交換學校所規定的日期就學，並在交換大學所規定的期間內學習。
  - (3) 交換生具有在交換大學每學年的上學期、下學期或全年都可以聽課的權利，並可獲得學分的認定。該學分，可納入該交換生於派遣大學畢業時的畢業成績。
  - (4) 交換生在交換大學的學習期限最長爲一年。
  - (5) 交換大學應對交換生在學習與日常生活上，進行適當的指導與幫助。
  - (6) 交換生是以非正規生的身分到交換大學學習，無法在交換大學畢業。
  - (7) 交換生的相關費用，例如：學費、往返交換大學的旅費及生活費等，無論其用途或其總額，皆由交換生自行負擔。
  - (8) 交換生如同交換大學內的所有學生，同樣具有使用學校的所有設施、提供之便利性的資格，並有義務遵守交換大學所制定的各項規章制度。
  - (9) 高雄大學所派遣的學生爲高雄大學人文社會科學院所推薦的大學部學生。
  - (10) 新潟大學所派遣的學生爲新潟大學國際中心所推薦的大學部學生。
2. 兩組織各派遣的 3 名交換生中，經過雙方協調，有 2 名交換生適用以下條例。
  - (1) 針對上例 1. (7) 項，交換大學對於該 2 名交換生不徵收費用，即測驗費、報名費及學費。但是其他費用需自行負擔。
  - (2) 該 2 名交換生必須符合上列 1. 內的所有項目。
3. 本協議用中文與日文兩種文字寫成，經過雙方的簽字生效，雙方各保存一份。
4. 本協議，2011 年 7 月 1 日起生效，並 5 年時間有效。此後，在雙方的同意之下，每 5 年可以更新。兩組織經過雙方的同意，可以修訂本協議的內容。另外，兩組織均可以書面通知對方起 1 年後，終止本交流協議的效力。

高雄大學人文社會科學院院長

  
白秀華

新潟大學國際中心長

  
阿波村稔

2011 年 6 月 2 日

2011 年 5 月 25 日

新潟大学国際センターと高雄大学人文社会科学部  
との間の交換学生に関する協定書

新潟大学国際センターと高雄大学人文社会科学部は、2011年7月1日に発効する両組織間の交流協定の目的を遂行発展させるにあたり、両組織の学生交換を促進し、円滑に進める目的で、以下の趣旨を内容とする協定を締結する。

- 1 両組織は、各教育年度3名を上限とし、以下に規定する条件のもとで、交換学生の受け入れをそれぞれ進めるものとする。実際の人数は、毎年両者間の協議により決定するものとする。
  - (1) 交換学生は受け入れ大学のプログラムを充分理解し、当該プログラムへの参加を可能とする程度に、受け入れ大学の教育に用いられる語学能力を有することを、受け入れ大学に認められる客観的資料によって、証明しなければならない。
  - (2) 交換学生は、受け入れ大学が定めた特定の時期に就学し、受け入れ大学が定めた特定の期間、在学しなければならない。
  - (3) 交換学生は、受け入れ大学において教育年度の前期、後期又は全期に受講することができ、単位の認定を受けることができるものとする。前述の単位は、派遣大学において修了に必要な単位数に含めることができるものとする。
  - (4) 交換学生の受け入れ大学における在学期間は1年以内とする。
  - (5) 受け入れ大学は、学习上及び日常生活上の事項に関して、交換学生に適切な指導と助言を与えるものとする。
  - (6) 交換学生は、受け入れ大学において、非正規学生としての身分を有し、受け入れ大学での卒業を目的としないものとする。
  - (7) 交換学生に関する費用は、授業料、受け入れ大学への往復の旅費及び生活費など、その目的及びその額にかかわらず、当該学生の負担とするものとする。
  - (8) 交換学生は、該当する身分を有する受け入れ大学の学生と同じ条件の下に、受け入れ大学のすべての施設を利用し、すべての利便を享受し、かつ受け入れ大学の定める諸規則に従うものとする。
  - (9) 派遣学生は新潟大学にあっては、国際センターの推薦する学部学生とする。
  - (10) 派遣学生は高雄大学にあっては、人文社会科学部の推薦する学部学生とする。
- 2 両組織は、交換学生3名のうち2名までは、以下の条件で受け入れることに合意する。
  - (1) 受け入れ大学は前項(7)の規定にかかわらず当該2名の学生に係わる学費すなわち検定料、入学科及び授業料を徴収しない。ただし、その他の諸費用は当該学生の負担とする。
  - (2) 当該学生は、前項に規定された交換学生に関する諸条件を満たさなくてはならない。
- 3 本協定の正文は、日本語及び中国語の2か国語で作成され、両組織においてそれぞれを一部ずつ保有する。
- 4 この協定は、2011年7月1日から効力を生じ、5年間効力を有するものとし、双方の合意により、その後5年ごとに更新できるものとする。両組織は合意によって本交流協定を改正することができる。また、両組織は1年間の予告期間を置いて相手方にその旨を書面で通告することにより、本交流協定の効力を終了させることができる。

2011年5月25日

新潟大学国際センター長

阿波村 稔

阿波村 稔

2011年6月2日

高雄大学人文社会科学部長

白秀華

白秀華

2011年5月25日

国立高雄大学人文社会科学部  
東アジア語文学科  
陳志文 先生

国立大学法人 新潟大学  
研究支援部国際課  
榎並 岳史

高雄大学人文社会科学部と新潟大学国際センターとの  
交流協定書の送付につきまして

立夏の候、先生には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先日御回答のありました貴学人文社会科学部との交流協定書につきまして、下記の通り本学国際センター長の署名を入れたものをお送り致しますので、ご査収頂ければ幸いです。

また、お手数ではございますが、協定発効日の2011年7月1日までに、人文社会科学部学部長のサインを頂き、私共まで一部ご返送願います。

今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。

記

交流協定書（日・台） 2部  
交換学生に関する協定書（日・台） 2部

以上

【問い合わせ先】  
研究支援部国際課 榎並  
TEL 025-262-6246  
FAX 025-262-7519  
E-Mail:yue4shi3@adm.niigata-u.ac.jp